



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 636 号 (一部抜粋)



2016 年 6 月 22 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 加工食品の原料原産地表示検討状況 ◆



食品表示の具体的な表示のルールを規定した食品表示基準では、「乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実」など 26 品目の加工食品に対し原則として原料原産地名の表示を義務づけています(加工食品の原料原産地表示制度)。

現在、加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた方策について検討するために「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が消費者庁及び農林水産省の共催で設置されています。平成 28 年 1 月 29 日の第 1 回検討会以降おおむね月 1 回の頻度で開催され、6 月 13 日には第 5 回検討会が開催されました。これまでに、現行の加工食品の原料原産地表示制度の検討経緯の説明、本検討会の進め方に関する議論、消費者に対するアンケート調査の結果の公表、消費者や事業者等からの意見・要望の聴取・整理などが行われました。引き続き検討されることとなっており本年の秋を目途に中間取りまとめを行うこととされています。本検討会に関する情報(開催告知、配付資料、議事録など)は消費者庁及び農林水産省ウェブページに掲載されています。

消費者庁：加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakousyokuhin_kentoukai.html

農林水産省：加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gen_gen_hyouji.html